

集団規定	法第 48 条	作成（改訂）日			
	用途地域等	令和 4 年 3 月 1 日			
サービス付き高齢者向け住宅の用途について					
サービス付き高齢者向け住宅の用途については、下記のとおり取り扱う。					
	各専用部分内の設備の有無	便所、洗面所、浴室、台所がある。		左記のうち全てまたは一部が共用設備	
	老人福祉法上の有料老人ホームの該当	該当	非該当	該当	非該当
	建築基準法上の用途	老人ホーム	共同住宅	老人ホーム	寄宿舍
<p>サービス付き高齢者向け住宅の登録がされていても、介護、食事の提供、家事支援および健康管理のいずれかのサービスを提供する場合は、老人ホームとして扱う。</p>					
技術的助言など					
参考文献など	老人福祉法第 29 条第 1 項 老人福祉法施行規則第 20 条の 3 第 1 項				